



目 次

規 則	ペー
◎高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○救急病院の認定 (医療業務課)	1
○救急診療所の認定 (")	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○特定計量器の定期検査の実施 (5件) (商工政策課)	1
○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	4
○保安林の指定施業要件の変更予定 (治山林道課)	4
○保安林の指定に係る通知の掲示 (2件) (")	4
○建築基準法による道路の廃止の承認 (建築指導課)	5
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	5
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	5
○海岸法による所有者不明の船舶の措置 (港湾・海岸課)	5
落札公告	
○落札者等の公告 (公営企業局 県立病院課)	5
----- 規 則 -----	
高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年2月4日 高知県知事 尾崎 正直	
高知県規則第4号 高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則 高知県鳥獣保護及び狩猟規則 (平成15年高知県規則第69号) の	

一部を次のように改正する。
第15条第1号中「コサギ」を「コサギ、アオサギ」に改める。

附 則
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第50号
救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成23年2月4日

医療機関の名称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
田中整形外科病院	高知市上町三丁目2番6号	平23・1・27	平26・1・26
新松田会愛宕病院	高知市愛宕町一丁目4番13号	" 2・" 1	" " 31
高知整形・脳外科病院	高知市上町五丁目6番41号	" " " "	" " " "
国吉病院	高知市上町一丁目3番4号	" " " "	" " " "
高知赤十字病院	高知市新本町二丁目13番51号	" " " "	" " " "
独立行政法人国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町一丁目2番25号	" " " "	" " " "
近 森 病 院	高知市大川筋一丁目1番16号	" " " "	" " " "
凶 南 病 院	高知市知寄町一丁目5番15号	" " " "	" " " "
平 田 病 院	高知市本町五丁目4番23号	" " " "	" " " "
高知生協病院	高知市口細山206番地9	" " " "	" " " "
高知県立安芸病院	安芸市宝永町1番32号	" " " "	" " " "
南国厚生病院	南国市立田1180	" " " "	" " " "
土佐市立土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	" " " "	" " " "
須崎くろしお病院	須崎市緑町4番30号	" " " "	" " " "
佐川町立高北国民健康保険病院	高岡郡佐川町甲1687	" " " "	" " " "

北 島 病 院	高岡郡越知町越知甲1662	" " " "	" " " "
山崎外科整形外科病院	高岡郡越知町越知甲2107番地1	" " " "	" " " "
檮原町立国民健康保険檮原病院	高岡郡檮原町川西路2320-1	" " " "	" " " "

高知県告示第51号
救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。
平成23年2月4日

医療機関の名称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
川村整形外科	高知市曙町一丁目19番1号	平23・2・1	平26・1・31

高知県告示第52号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。
平成23年2月4日

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
カナザワ薬局	須崎市東古市町3番地2号	平23・1・1
カナザワ薬局緑	須崎市緑町4-27	" " "
のぞみ薬局	吾川郡いの町新町88-1	" " "

高知県告示第53号
計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。
平成23年2月4日

1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
土佐清水市	平成23年4月11日	午後2時から午後2時30分まで	高知県漁業協同組合布支所

〃	〃	午後3時から午後4時まで	土佐清水市下ノ加江市民センター
〃	平成23年4月12日	午前9時から午前10時30分まで	土佐清水市三崎市民センター
〃	〃	午前11時から正午まで	土佐清水市下川口市民センター
〃	〃	午後1時30分から午後3時30分まで	窪津区長場
〃	平成23年4月13日	午前9時から午前10時まで	中浜区長場
〃	〃	午前10時30分から午前11時30分まで	大浜区長場
〃	〃	午後1時から午後2時まで	旧松尾小学校
〃	〃	午後2時30分から午後3時30分まで	足摺岬区長場
〃	平成23年4月14日	午前9時30分から午前11時まで	以布利漁民センター
〃	〃	午後1時から午後4時30分まで	土佐清水市役所
〃	平成23年4月15日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域
土佐清水市
- (2) 検査の年月日

平成23年4月15日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第54号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成23年2月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
宿毛市	平成23年5月9日	午後2時から午後4時まで	小筑紫基幹集落センター
〃	平成23年5月10日	午前9時30分から午前11時30分まで	高知はた農業協同組合宿毛東出張所
〃	〃	午後1時から午後3時まで	宿毛東部農村環境改善センター
〃	〃	午後4時から午後4時30分まで	橋上生活改善センター
〃	平成23年5月11日	午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	宿毛市役所
〃	平成23年5月12日	午前9時から正午まで	片島公民館
〃	〃	午後3時40分から午後4時10分まで	すくも湾漁業協同組合沖の島支所
〃	〃	午後4時40分から午後5時まで	すくも湾漁業協同組合弘瀬出張所
〃	平成23年5月13日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 検査の区域
宿毛市
- (2) 検査の年月日

平成23年5月13日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第55号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成23年2月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
黒潮町	平成23年5月16日	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	黒潮町役場佐賀支所
〃	〃	午後4時から午後4時30分まで	旧白田川支所跡地（消防屯所前）
〃	平成23年5月17日	午前9時から午前10時まで	高知県漁業協同組合田野浦支所
〃	〃	午前10時30分から正午まで	黒潮町役場本庁
三原村	〃	午後2時から午後4時まで	三原村農業構造改善センター
大月町	平成23年5月18日	午前10時から午前11時30分まで	大月町老人福祉センター
〃	〃	午後1時から午後2時まで	大月町平山区役場
〃	〃	午後2時45分から午後3時30分まで	すくも湾漁業協同組合柏島支所前

〃	平成23年5月19日	午前9時20分から午前11時20分まで	大月町役場
大月町、三原村及び黒潮町	平成23年5月20日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

大月町、三原村及び黒潮町

(2) 検査の年月日

平成23年5月20日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第56号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成23年2月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
香美市	平成23年5月23日	午前11時から午前11時30分まで	岡ノ内小学校跡地
〃	〃	午後1時から午後1時30分まで	五王堂消防屯所
〃	平成23年5月24日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時まで	奥物部ふれあいプラザ
〃	平成23年5月25日	午後1時から午後2時まで	猪野々消防屯所
〃	平成23年5月	午前10時30分から	香美市香北支所

	26日	正午まで及び午後1時から午後2時まで	
〃	平成23年6月1日	午前10時00分から午前11時30分まで	香美市立農山村コミュニティセンター
〃	〃	午後1時から午後1時30分まで	佐岡地区老人憩の家
〃	〃	午後2時30分から午後3時30分まで	片地区多目的集会所
〃	平成23年6月2日	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	高知県中央東福祉保健所
〃	平成23年6月3日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

香美市

(2) 検査の年月日

平成23年6月3日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）

高知県告示第57号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成23年2月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所

香南市	平成23年6月6日	午前10時30分から午前11時30分まで	香南市野市東部老人憩の家
〃	〃	午後1時から午後2時まで	香南市佐古防災コミュニティセンター
〃	平成23年6月7日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	香南市のいちふれあいセンター
〃	平成23年6月8日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時まで	香南市夜須中央公民館
〃	平成23年6月9日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時まで	香南市赤岡市民館
〃	平成23年6月13日	午前10時30分から午前11時30分まで	赤岡青果市場株式会社支店山北青果市場
〃	〃	午後1時から午後2時まで	香南市岸本集会所
〃	平成23年6月14日	午前10時30分から午前11時30分まで	香南市香我美庁舎
〃	〃	午後1時から午後2時まで	香南市吉川総合センター
〃	平成23年6月15日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 検査の区域

香南市			
(2) 検査の年月日			
平成23年6月15日から同年12月22日まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）			
高知県告示第58号			
牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。			
平成23年2月4日			
			高知県知事 尾崎 正直
患者			
発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	処分
11頭	室戸市	平成23年1月19日	殺処分
高知県告示第59号			
次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。			
平成23年2月4日			
			高知県知事 尾崎 正直
1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所			
土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）			
(2) 保安林として指定された目的			
風害の防備			
(3) 変更後の指定施業要件			
ア 立木の伐採の方法			
(ア) 主伐は、択伐による。			
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。			
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。			
イ 立木の伐採の限度			
次のとおりとする。			
2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所			
土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）			
(2) 保安林として指定された目的			
潮害の防備			
(3) 変更後の指定施業要件			
ア 立木の伐採の方法			
(ア) 主伐は、択伐による。			
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。			
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。			

イ 立木の伐採の限度	
次のとおりとする。	
3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	
土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）	
(2) 保安林として指定された目的	
魚つき	
(3) 変更後の指定施業要件	
ア 立木の伐採の方法	
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度	
次のとおりとする。	
4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	
土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）	
(2) 保安林として指定された目的	
公衆の保健	
(3) 変更後の指定施業要件	
ア 立木の伐採の方法	
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度	
次のとおりとする。	
5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	
土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）	
(2) 保安林として指定された目的	
名所又は旧跡の風致の保存	
(3) 変更後の指定施業要件	
ア 立木の伐採の方法	
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度	
次のとおりとする。	
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）	
高知県告示第60号	

平成23年1月農林水産省告示第99号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を大川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。	
平成23年2月4日	
高知県知事 尾崎 正直	
1 所在不明の森林所有者	
(1) 登記簿記載の住所	
土佐郡森村南川15番屋敷	
(2) 氏名	
竹政 梅吉	
2 保安林に指定する通知の要旨	
(1) 指定に係る保安林の所在場所	
長岡郡大豊町穴内字下タ高モリ2903の2、4028の1、4028の2、宇下タ沢ノ本4021、土佐郡土佐町上津川字押谷165の26、168の6、大川村高野字クロヌタ37、39の1、248の7、251の1、251の9、251の11	
(2) 指定の目的	
土砂の流出の防備	
(3) 指定施業要件	
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について	
高知県告示第61号	
平成23年1月農林水産省告示第98号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。	
平成23年2月4日	
高知県知事 尾崎 正直	
1 所在不明の森林所有者	
(1) 登記簿記載の住所	
吾川郡清水村280番屋敷	
(2) 氏名	
川村 兼弥	
2 保安林に指定する通知の要旨	
(1) 指定に係る保安林の所在場所	
吾川郡いの町清水下分字山神林ノ上ミ900、清水上分字平井川1083、仁淀川町土居字アスヤマ乙1085、乙1086の2、乙1087の4	
(2) 指定の目的	
土砂の流出の防備	
(3) 指定施業要件	
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・	

期間及び樹種について
高知県告示第62号
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の廃止について承認する。
 平成23年2月4日
 高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南国市陣山 字入口	587-1	4.00	10.62	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。
 なお、関係書類は、平成23年1月25日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
 平成23年1月25日（掲示済）
 高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年1月25日	特定非営利活動法人 奈半利ワークWEB	大西 永生	安芸郡奈半利町乙1327番地1	この法人は、地域住民に対する雇用の促進、高齢者、母子家庭・身体障害者の自立支援事業の増進、地域活性化事業の推進、地域振興政策の企画、立案、人材育成、広報活動、コミュニティ運営に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを

				目的とする。
--	--	--	--	--------

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市伊尾木土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出出があった。  
 平成23年2月4日

| 役名   | 氏名    | 住 所           | 高知県知事 尾崎 正直 |
|------|-------|---------------|-------------|
| (退任) |       |               |             |
| 理事   | 黒岩 榮之 | 安芸市伊尾木 772-22 |             |
| 〃    | 川島 正秋 | 〃 〃 12        |             |
| 〃    | 濱田 隆弘 | 〃 〃 133       |             |
| 〃    | 安養寺英和 | 〃 〃 315       |             |
| 〃    | 有澤 俊輔 | 〃 〃 799       |             |
| 〃    | 陰山 茂夫 | 〃 〃 365-1     |             |
| 〃    | 西岡 聡  | 〃 〃 1246      |             |
| 〃    | 山脇 隆  | 〃 〃 2634      |             |
| 〃    | 瀨口憲三郎 | 〃 〃 772-17    |             |
| 〃    | 有澤 良一 | 〃 〃 2551      |             |
| 監事   | 山崎 明幸 | 〃 〃 689-1     |             |
| 〃    | 萩野 雅夫 | 〃 〃 1336      |             |
| (就任) |       |               |             |
| 理事   | 黒岩 榮之 | 安芸市伊尾木 772-22 |             |
| 〃    | 川島 正秋 | 〃 〃 12        |             |
| 〃    | 濱田 隆弘 | 〃 〃 133       |             |
| 〃    | 安養寺英和 | 〃 〃 315       |             |
| 〃    | 有澤 俊輔 | 〃 〃 339-3     |             |
| 〃    | 山脇 隆  | 〃 〃 2634      |             |
| 〃    | 西岡 聡  | 〃 〃 1246      |             |
| 〃    | 有澤 勝郎 | 〃 〃 264       |             |
| 〃    | 有澤 薫  | 〃 〃 1920      |             |
| 〃    | 安養寺 勝 | 〃 〃 451-1     |             |
| 監事   | 山崎 明幸 | 〃 〃 689-1     |             |
| 〃    | 有澤 秀之 | 〃 〃 2545      |             |

~~~~~  
 海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第3項の規定に基づき、所有者不明の船舶の措置を次のとおり行う。
 平成23年2月4日

海岸管理者
 高知県知事 尾崎 正直
 1 船舶の放置されている場所並びに当該船舶の種類及び数
 高知港海岸 高知市タナスカ地先

FRP船1隻（船名不明、282-08377）
 2 所有者の行うべき措置
 船舶の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に海岸管理者の指示に従い、当該船舶を除却しなければならない。
 3 海岸管理者の措置
 海岸管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、当該船舶を除却し、海岸法第12条第4項の規定により、当該船舶を保管するものとする。
 なお、保管後に所有者が判明した場合は、海岸法第12条第9項の規定により、当該所有者に当該船舶の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。
 平成23年2月4日
 高知県公営企業局長 長瀬 順一

- 1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量
 コンピューテッドラジオグラフィシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7-52
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 平成23年1月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 株式会社キタムラメディカル高知営業所 高知市葛島四丁目10番26号
- 5 随意契約に係る契約金額
 96,390,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため